

## 仙台法務局からのお知らせ

### ～「ビジネスと人権」について研修のサポートをしています～

近年、企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が注目されるようになってきました。企業には、ハラスメント（セクハラ・パワハラ）、性的少数者、障害のある人、外国人などに関するあらゆる偏見や差別をなくし、互いの人権に配慮した行動を取ることが求められており、このことが企業価値や競争力の向上に寄与すると指摘されています。

また、平成27年の国連サミットにおいて策定された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、この実現と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされています。

仙台法務局と宮城県人権擁護委員連合会では、企業等からの要望に応じて、無料で講師を派遣し、偏見、差別の解消をテーマとする人権研修を実施したり、企業が研修等で使用する人権啓発冊子の配布、DVDの貸出などの取組を行っておりますので、どうぞ御活用ください。お問い合わせは、仙台法務局人権擁護部第一課企画係（電話：022-225-5739）までお願いします。



### ■「ビジネスと人権」に関する最近の国内外の動き

平成23年に開催された第17回国連人権理事会では、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。

また、前述の「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえて、投資家や消費者、市民社会からも企業に対して人権尊重を求める意識が高まっており、企業がSDGsに取り組む上でも、人権を尊重した行動を取ることが求められてきています。

国内外において「ビジネスと人権」に対する関心が高まる中、令和2年10月には、『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」が関係府省庁連絡会議によって策定され、今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入・促進への期待が表明されています。この行動計画を実施し、周知することを通じて、責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上することにもなりますし、SDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待されています。

法務省人権擁護局では、行動計画が公表されたことも踏まえ、令和3年3月に、企業における人権尊重の取組強化に資するため、「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書を作成しました。本報告書は、「報告書（詳細版）」、「報告書（概要版）」、「投影資料」及び「活用の手引」の四つで構成されており、研修教材として使用することができます。



#### ○企業における人権研修～企業の人権研修担当の方々へ～

〔法務省 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00188.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html)〕

#### ○「ビジネスと人権」に関する最近の国内外の動き

〔法務省 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00045.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00045.html)〕